

構造改革特区に関する情報

平成17年8月

政府が進める「規制改革・民間開放推進3カ年計画改革」の経過についての情報でございます。特に構造改革特区認定の拡大を目指すため、過去に認められなかった約千項目の提案の中から、10前後の重点検討項目をピックアップし検討する「構造改革特区に関する有識者会議」の第3回同会議が平成17年6月8日に開催され、重点検討項目が次のとおり結論を得た旨の報告を得ましたのでご連絡いたします。

約千項目から26項目までに絞られた段階で候補としてあげられていた「カット専門店における理容師・美容師の混在の容認」「美容師が福祉施設や病院での訪問美容サービスにおいての男性への散髪の容認」については、重点検討項目には含まれなかった。

なお、参考関連資料として平成17年6月9日付けの朝日新聞に掲載されています。

(全理連より)

特区問題に関しては、これで解決した訳ではなく今後も注意を払いながら経過観察が必要となる。また各都道府県組合の存在の大切さを各組合員にも再度ご理解して頂きたい。また全理連の日々の努力に感謝するとともに今後の業界発展のためにより一層の活躍を期待しております。

(事務局)